

議案第81号

市道路線の廃止について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和5年9月5日

つくば市長 五十嵐立青

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項及び第3項の規定に基づき、市道の路線を次のとおり廃止する。

路線名	起 点	重要な経過地
	終 点	
3-1085 号線	つくば市沼崎 3009 番 2 地先から	
	つくば市沼崎 3008 番地先まで	
5-1545 号線	つくば市面野井 1463 番地先から	
	つくば市面野井 504 番地先まで	
5-1546 号線	つくば市面野井 581 番地先から	
	つくば市面野井 544 番地先まで	
5-1547 号線	つくば市面野井 582 番地先から	
	つくば市面野井 573 番地先まで	
5-4672 号線	つくば市花島新田 6 番 26 地先から	
	つくば市上萱丸 214 番地先まで	

(提案理由)

認定誤謬及び首都圏中央連絡自動車道整備に伴い路線を廃止するため、この案を提出するものである。

# つくば市 9 月定例会

## 市道廃止図面



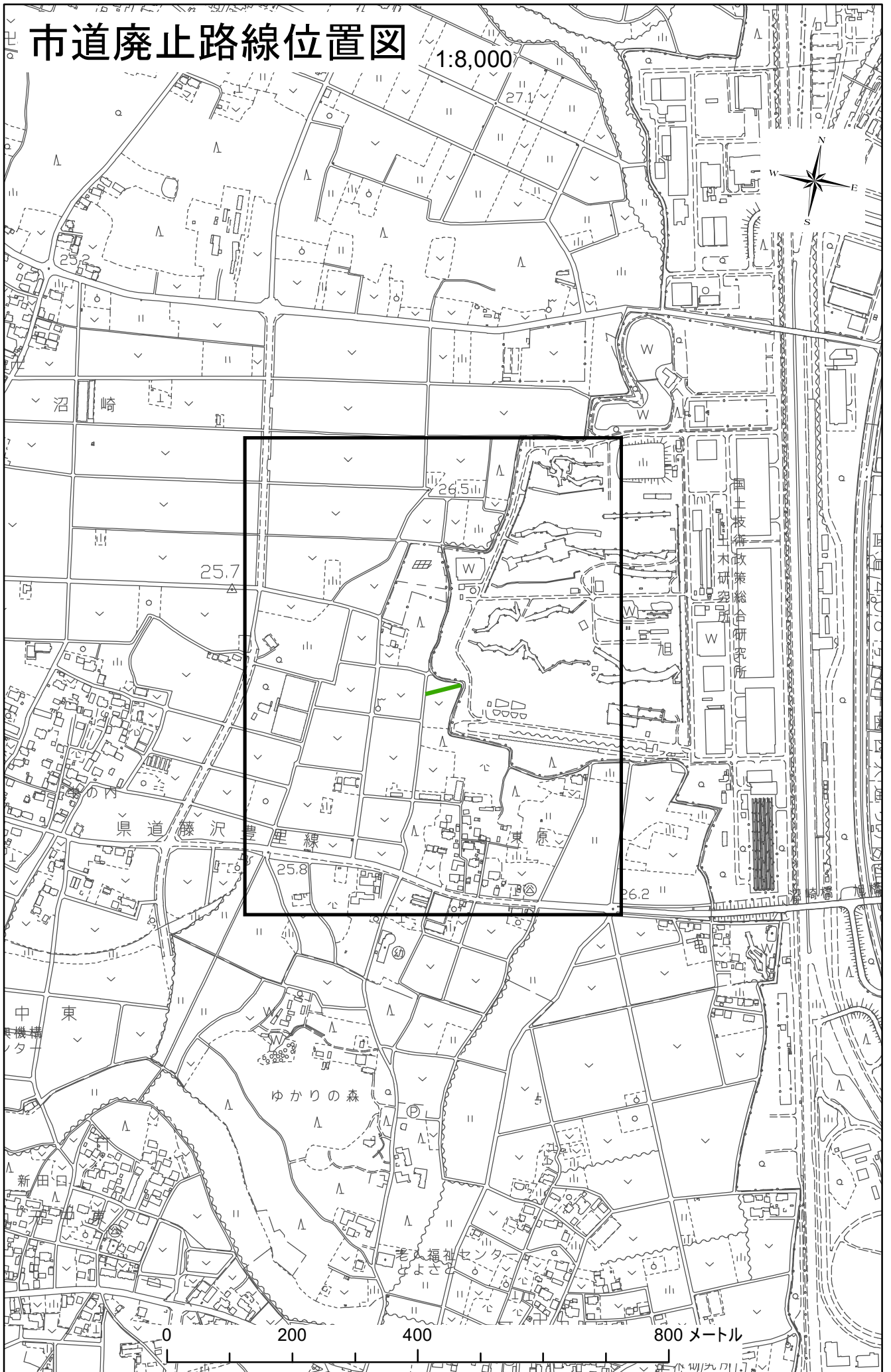
## 目次

路線名	起 点	理由	頁	延長(m)
	終 点			
3-1085号線	つくば市沼崎3009番2地先から	認定誤謬により路線を廃止するため	1, 2	58.3
	つくば市沼崎3008番地先まで			
5-1545号線	つくば市面野井1463番地先から	首都圏中央連絡自動車道整備に伴い市道を廃止するため	3, 4	238.7
	つくば市面野井504番地先まで			
5-1546号線	つくば市面野井581番地先から	首都圏中央連絡自動車道整備に伴い市道を廃止するため	3, 4	126.8
	つくば市面野井544番地先まで			
5-1547号線	つくば市面野井582番地先から	首都圏中央連絡自動車道整備に伴い市道を廃止するため	3, 4	137.6
	つくば市面野井573番地先まで			
5-4672号線	つくば市花島新田6番26地先から	首都圏中央連絡自動車道整備に伴い市道を廃止するため	5, 6	157.8
	つくば市上萱丸214番地先まで			

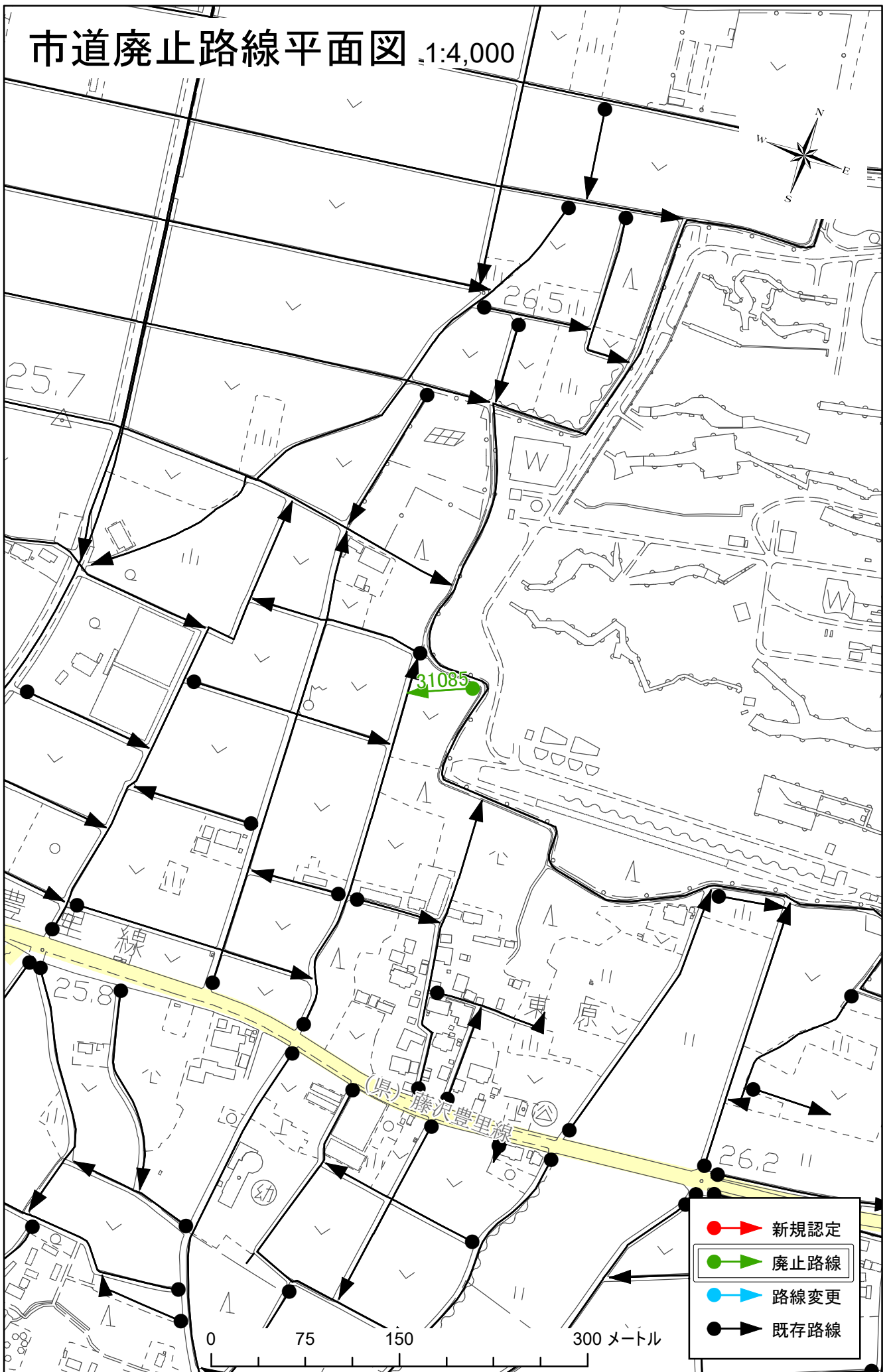
合計路線	5本
合計延長	719.2m

# 市道廃止路線位置図

1:8,000



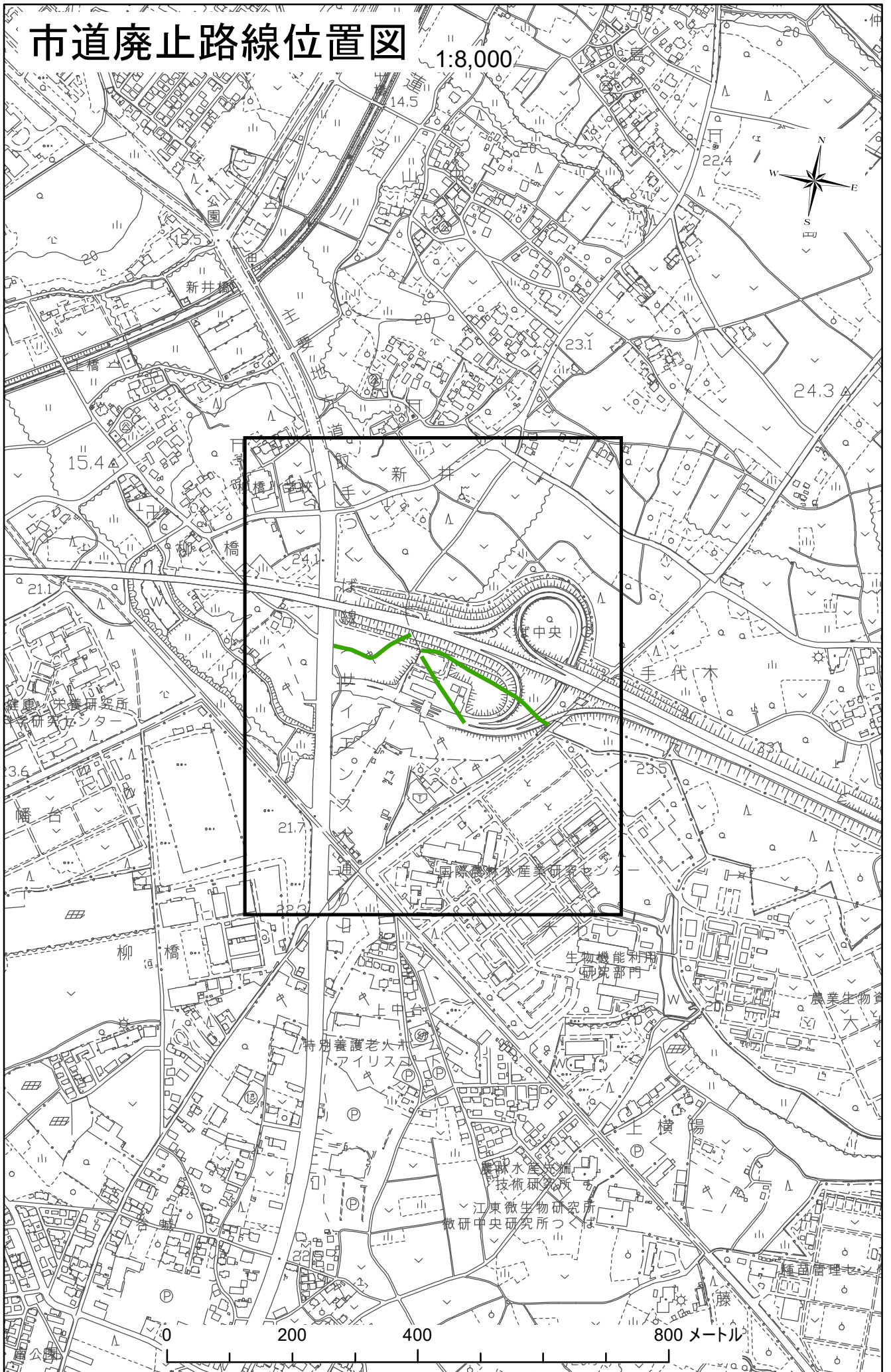
# 市道廃止路線平面図 1:4,000





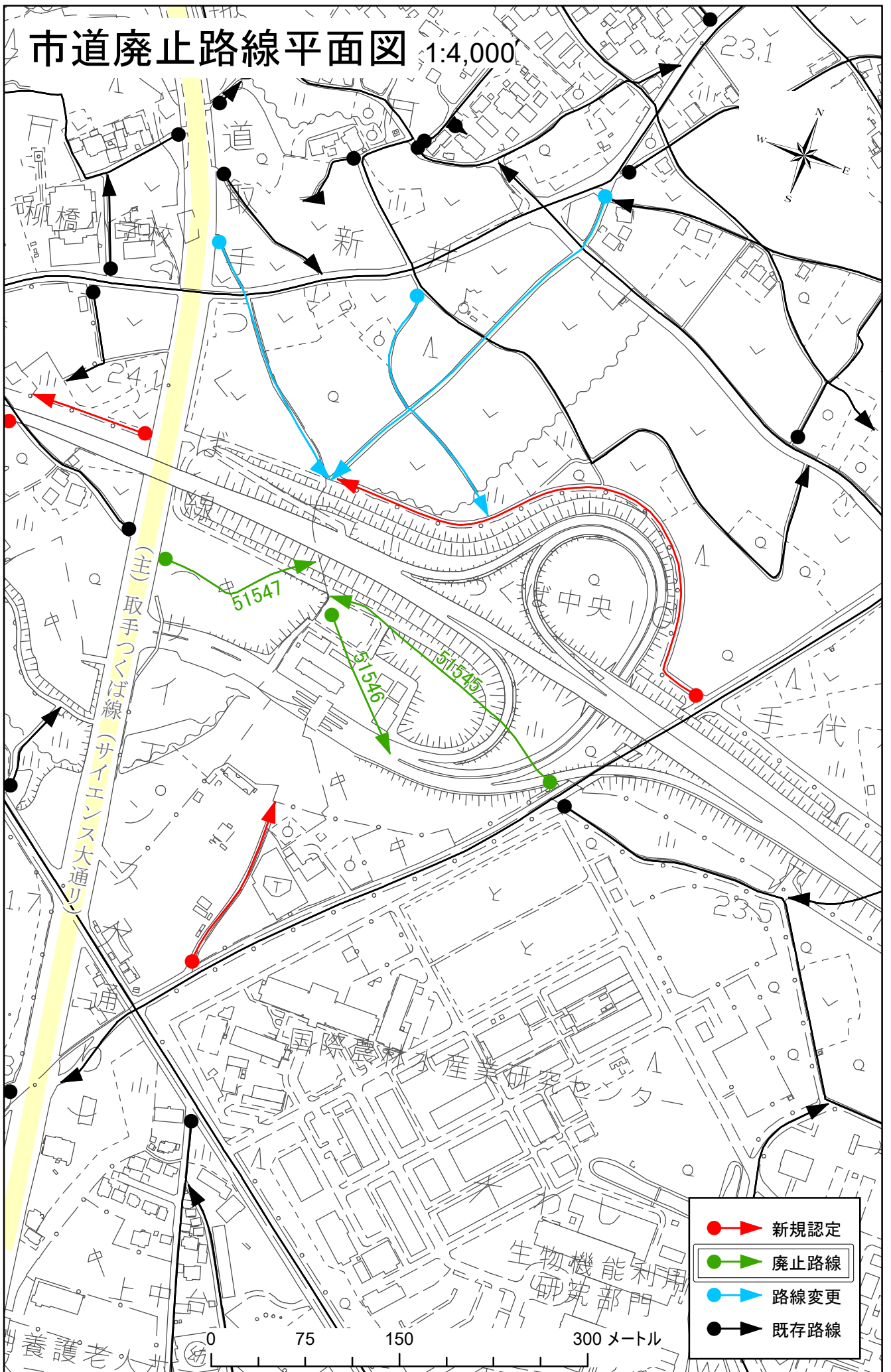
# 市道廃止路線位置図

1:8,000

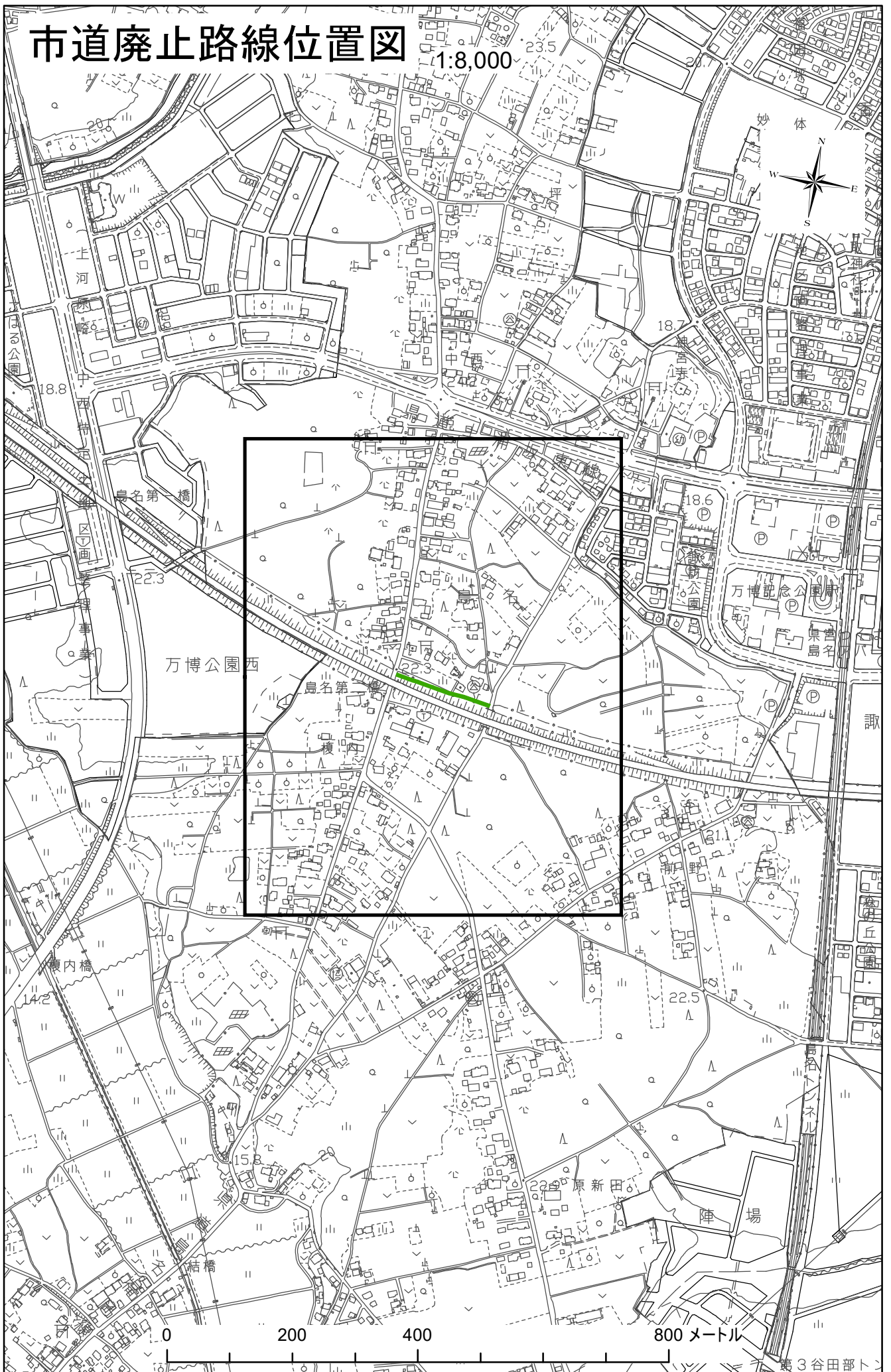




# 市道廃止路線平面図 1:4,000



# 市道廃止路線位置図 1:8,000





# 市道廃止路線平面図 1:4,000

